

## 協力金・支援金の支給対象の考え方について（6/21～7/11におけるまん延防止等重点措置）

協力金・支援金については、要請内容や施設の種類・規模などにより、その支給対象が異なります。このため、この資料では、「協力金・支援金の支給対象の基本的な考え方」をお示しし、別添の「お問い合わせの多い施設（一覧表）」における各施設の措置内容とあわせてご確認頂くことで、事業者の皆さまがどの協力金・支援金の支給対象となるのかの確認の目安として頂くため、お示しするものです。

ご不明な点等については、「[新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する質問と回答](#)」をご確認ください。いずれも制度の詳細は、別紙の制度の概要及び都ホームページのURLをご参照ください。

### 1. 飲食店【営業時間短縮要請】

○対象区域は以下のとおりです。

**まん延防止等重点措置区域**・・・23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町  
**重点措置区域外**・・・・・・・・・・上記以外の区域

○飲食店営業許可等を受けて飲食店を営んでいる事業者が、営業時間短縮の要請に応じた場合には、**協力金（52.5～420万円）の支給対象**となります。※①

○主な支給対象要件は以下のとおりです。

- ①従前20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、**5時から20時までの間に営業時間を短縮**すること（重点措置区域外は、従前21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、5時から21時までの間に営業時間を短縮すること）です。
- ②利用者に対し、酒類の提供を停止し施設内への持込も認めていない店舗及びカラオケ設備の利用を自粛した店舗のみが対象です。ただし、ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示等を行っている店舗については、①**同一グループの入店を2人以内**、②**酒類提供の時間は11時から19時までの間**（重点措置区域外は11時から20時までの間）、③**利用者の滞在時間を90分以内**とした場合、酒類提供・持込が可となります。

## 2. 飲食店以外

飲食店以外での協力金の受給のためには、都の営業時間短縮要請に全期間、全面的にご協力いただくことが必要です。

### 【営業時間短縮要請】

○対象区域は以下のとおりです。

**まん延防止等重点措置区域**・・・23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町

○1以外で営業時間短縮要請の対象となる事業者のうち、建築面積が**1,000m<sup>2</sup>を超える大規模施設の場合には、協力金の対象**となります。<sup>※②</sup>

○大規模施設本体の営業時間短縮に伴い、**営業時間を短縮せざるを得なくなったテナント**については、**要請対象となっているかどうかに関わらず、協力金の支給対象**となります。<sup>※②</sup>（1の協力金を受給していない店舗のみですのでご注意ください）

**※協力金の支給対象となる施設は別表のとおりです。**

### 【営業時間短縮の協力依頼】

○都の支援金は、**休業の協力依頼**に応じて**休業した中小企業等を支援**することを目的として構築した都独自の制度です。6月21日から7月11日のまん延防止等重点措置においては、1,000 m<sup>2</sup>以下の施設に対する**営業時間短縮の協力依頼**ですので、**都支援金の支給はありません。**

### 【その他、主な留意事項】

○「**営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金**」と国の「**月次支援金**」の併給は**できません**。国の「月次支援金」については、「地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者（休業を要請された大規模施設内のテナントを含む。）は月次支援金の給付対象外」とされています（経済産業省HP）。

○営業時間短縮要請の期間に関して、「文化庁 令和2年度第3次補正予算事業 **ARTs for the Future!** コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、「経済産業省 **コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive 補助金）**」の支給を受けた事業者は、「**営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金**」及び「**休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金**」の支給対象外となります。

○営業時間短縮要請を受けた飲食事業者等が、「営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金」のテナント事業者にも該当する場合、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」と「営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金」のどちらかを選択し、申請することが可能です（支給額が異なりますのでご注意ください）。

○協力金は**1施設につき1区分のみ**とし、**複数区分の併給は行いません**。

## 【協力金・支援金の制度の概要】

	飲食店	飲食店以外	
		<b>①飲食店協力金</b> 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	<b>②大規模施設協力金</b> 営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金
対象となる施設	○都内全域の飲食店等 (大企業が運営する店舗も含む) ※6/21 から 7/11 まで全面的にご協力頂いた施設	○営業時間短縮要請に対応して営業時間を短縮した大規模施設 (1,000 m <sup>2</sup> 超) ○大規模施設内のテナント等 ※6/21 から 7/11 まで全面的にご協力頂いた施設 <u>※協力金の支給対象となる施設は別表のとおりです。</u>	※今回は営業時間短縮の協力依頼のため、都支援金の支給はありません。

	飲食店	飲食店以外	
	①飲食店協力金 営業時間短縮に係る感染 拡大防止協力金	②大規模施設協力金 営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する 協力金	③都支援金 休業の協力依頼 などを行う中小 企業等に対する 支援金
支 給 額	<p>○中小企業等 一店舗当たり 52.5 万円から 420 万円 (前年又は前々年における売上高に基づき算出)</p> <p>○大企業 一店舗当たり上限 420 万円 (一日の売上高減少額に基づき算出)</p>	<p>○大規模施設</p> <p>① 自己利用部分面積に係る協力金 →営業時間短縮を行った面積 (自己利用部分)1,000 m<sup>2</sup>あたり 20 万円/日 × 営業時間短縮要請に応じて短縮された 営業時間/要請対象日の本来の営業時間</p> <p>② テナント事業者等把握管理等に係る 追加支給 →テナント店舗及び特定百貨店店舗数 × 2 千円/日 × 営業時間短縮要請に応じて短縮された 営業時間/要請対象日の本来の営業時間</p> <p>③ 百貨店等の一定の店舗に係る追加支給 →特定百貨店店舗の数 × 2 万円/日 × 営業時間短縮要請に応じて短縮された 営業時間/要請対象日の本来の営業時間</p>	

	飲食店	飲食店以外	
	<b>①飲食店協力金</b> 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	<b>②大規模施設協力金</b> 営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金	<b>③都支援金</b> 休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金
		○大規模施設内のテナント等 ① テナント事業者等 →営業時間短縮を行った面積 100 m <sup>2</sup> あたり 2万円/日 × 営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間 ② 映画館運営事業者及び映画配給会社 →常設のスクリーン× 2万円/日 × 営業時間短縮要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数／営業時間短縮要請がなければ上映する予定であった映画の回数	
主な留意点	○大企業の申請も可能  ○カラオケ設備を提供している飲食店は、 <b>カラオケ設備の利用を自粛</b> すること（飲食を主として業とする店舗）	○大企業の申請も可能  ○テナントについては、営業時間短縮要請の対象外でも協力金の対象	
URLなど	※① 飲食店協力金 <a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0618_14808.html">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0618_14808.html</a> ※② 大規模施設協力金 <a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0618_14809.html">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0618_14809.html</a> ※無店舗型や派遣型の業態は対象外となります。 ※公益法人、学校法人、社会福祉法人等は対象外となります。 ※経済産業省コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金等の支給を受けた法人は対象外となります。		

(別表)

協力金の支給対象について（6/21～7/11）（国通知に基づく区分）

【大規模施設（1,000㎡超）運営事業者及びテナント事業者等※1が支給対象となる施設】

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内訳	要請内容
劇場等（第4号） 【1,000㎡超】	映画館、プラネタリウム 等	営業時間短縮要請（～21時）※2 規模要件等に沿った施設の使用を要請 入場整理等の実施を要請 等
商業施設（第7号）【1,000㎡超】 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	営業時間短縮要請（～20時） 等
運動施設（第9号） 【1,000㎡超】	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	営業時間短縮要請（～21時）※2 規模要件等に沿った施設の使用を要請 入場整理等の実施を要請 等
遊技場（第9号） 【1,000㎡超】	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	営業時間短縮要請（～20時） 等
遊興施設（第11号） 【1,000㎡超】	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	営業時間短縮要請（～20時） 等
商業施設（第12号）【1,000㎡超】 (生活必需物資を除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	営業時間短縮要請（～20時） 等

【テナント事業者等のみが支給対象※1となる施設】

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内訳	要請内容
劇場等（第4号）【1,000㎡超】	劇場、観覧場、演芸場 等	営業時間短縮要請（～21時）※2 規模要件等に沿った施設の使用を要請 入場整理等の実施を要請 等
集会場等（第5号）【1,000㎡超】	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）【1,000㎡超】	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）【1,000㎡超】	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）【1,000㎡超】	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
遊技場（第9号）【1,000㎡超】	テーマパーク、遊園地	
博物館等（第10号）【1,000㎡超】	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

※1 テナント事業者等については、大規模施設運営事業者が要請を受けて営業時間短縮を行ったことに伴い、営業時間短縮を行った場合に支給

※2 イベント開催以外の場合は、営業時間短縮要請（～20時）



お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
運動施設 (第9号)	体育館	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が1,000㎡超の施設                          5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</li> <li>床面積の合計が1,000㎡以下の施設                          5時から20時までの営業時間短縮を協力依頼</li> </ul> <p>○イベント開催の場合</p> <p>5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員に対する検査の勧奨</li> <li>入場をする者の整理等</li> <li>発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>手指の消毒設備の設置</li> <li>事業を行う場所の消毒</li> <li>入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>施設の換気</li> <li>会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が1,000㎡超の施設                          5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> <li>床面積の合計が1,000㎡以下の施設                          5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> </ul> <p>○イベント開催の場合</p> <p>5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	水泳場		
	ボウリング場		
	スケート場		
	ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	野球場		
	テニスコート		
	柔剣道場		
	弓道場		
	スポーツクラブ		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
遊技場 (第9号)	マージャン店	<p>●営業時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> </ul> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●営業時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> </ul> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
遊技場 (第9号)	テーマパーク	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</li> <li>床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮を協力依頼</li> </ul> <p>○イベント開催の場合</p> <p>5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員に対する検査の勧奨</li> <li>入場をする者の整理等</li> <li>発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>手指の消毒設備の設置</li> <li>事業を行う場所の消毒</li> <li>入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>施設の換気</li> <li>会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> <li>床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> </ul> <p>○イベント開催の場合</p> <p>5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	遊園地		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
劇場等 (第4号)	劇場	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○映画館                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間短縮を協力依頼</p> <p>○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○映画館                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	観覧場		
	演芸場		
	映画館		
	プラネタリウム		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
集会・展示施設 (第5号、6号)	集会場	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮                      ○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）                      ・従業員に対する検査の勧奨                      ・入場をする者の整理等                      ・発熱等の症状のある者の入場の禁止                      ・手指の消毒設備の設置                      ・事業を行う場所の消毒                      ・入場をする者に対するマスク着用周知                      ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）                      ・施設の換気                      ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</p> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間短縮を協力依頼                      ○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
博物館等 (第10号)	博物館	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮                      ○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を協力依頼</p> <p>○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）                      ・従業員に対する検査の勧奨                      ・入場をする者の整理等                      ・発熱等の症状のある者の入場の禁止                      ・手指の消毒設備の設置                      ・事業を行う場所の消毒                      ・入場をする者に対するマスク着用周知                      ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）                      ・施設の換気                      ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</p> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間の短縮                      ○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
ホテル等 (第8号)	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮                      ○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）                      ・従業員に対する検査の勧奨                      ・入場をする者の整理等                      ・発熱等の症状のある者の入場の禁止                      ・手指の消毒設備の設置                      ・事業を行う場所の消毒                      ・入場をする者に対するマスク着用周知                      ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）                      ・施設の換気                      ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</p> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間短縮を協力依頼                      ○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
商業施設 (第7号、12号)	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	<p>●営業時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,000㎡超の施設 <b>5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</b></li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> </ul> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●営業時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> </ul> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	ペット美容室（トリミング）		
	宝石類や金銀の販売店		
	住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）		
	古物商（質屋を除く。）		
	金券ショップ		
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ		
	DVD/ビデオレンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		
	ゴルフショップ		
	土産物屋		
	旅行代理店（店舗）		
	アイドルグッズ専門店		
	ネイルサロン		
	まつ毛エクステンション		
	スーパー銭湯		
	岩盤浴		
	サウナ		
	整体院（※1）		
	エステサロン		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	写真屋		
フォトスタジオ			
豪奢品販売（高級衣料品等（※2）、高級オーディオ等）			
美術品販売			
展望室			

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店等 (第14号) (宅配・テークアウトを除く。)	飲食店	<p>●5時から20時までの営業時間短縮を要請 (法第31条の6第1項)</p> <p>●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請 (法第31条の6第1項)</p> <p>利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第31条の6第1項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から19時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底</p> <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーを登録し、研修を修了している店舗</p> <p>●カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ) (法第31条の6第1項)</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 (法第31条の6第1項)</p> <p>・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)</p>	<p>●5時から21時までの営業時間短縮を要請 (法第24条第9項)</p> <p>●同左(法第24条第9項)</p> <p>同左(法第24条第9項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から20時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底</p> <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーを登録し、研修を修了している店舗</p> <p>●同左(法第24条第9項)</p> <p>●同左(法第24条第9項)</p> <p>●同左(法第24条第9項)</p>
	料理店		
	喫茶店		
	和菓子・洋菓子店		
	タピオカ屋		
	居酒屋		
	屋形船		
	バー(接待や遊興を伴わないもの)		

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
医療施設（※）	病院	<b>営業時間短縮要請等対象外</b>  ※国家資格有資格者が治療等を行うもの以外の施設は、「商業施設」（第12号）に該当（9ページ参照）。	
	診療所		
	歯科		
	薬局		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
生活必需物資 販売施設 （豪奢品（※1） を除く）	卸売市場	<b>営業時間短縮要請等対象外</b>  ※1 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、 高級オーディオ等  ※2 移動販売店舗を含む。	
	食料品売り場（※2）		
	コンビニエンスストア		
	百貨店（生活必需品売場）		
	スーパーマーケット		
	ホームセンター（生活必需品売場）		
	ショッピングモール（生活必需品売場）		
	ガソリンスタンド		
	靴屋		
	衣料品店		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	酒屋		
住宅・宿泊施設	ホテル	<b>営業時間短縮要請等対象外</b>	
	カプセルホテル		
	旅館		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舍		
	下宿		
	ラブホテル		
	ウィークリーマンション		

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
交通機関等	バス	営業時間短縮要請等対象外	
	タクシー		
	レンタカー		
	電車		
	船舶		
	航空機		
	物流サービス（宅配等を含む）		
工場等	工場	営業時間短縮要請等対象外	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	営業時間短縮要請等対象外	
	消費者金融		
	A T M		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	事務所		
	官公署		

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
その他 (豪奢品※を除く。)	貸倉庫	<b>営業時間短縮要請等対象外</b> ※ 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、高級オーディオ等	
	郵便局		
	メディア		
	不動産業者		
	火葬場		
	獣医		
	ペットホテル		
	たばこ屋（たばこ専門店）		
	ブライダルショップ		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	修理店（時計、靴、洋服等）		
	鍵屋		
	100円ショップ		
	駅売店		
	家具屋		
	自動車販売店、カー用品店		
	花屋		
	ランドリー		
ごみ処理関係			
神社			
寺院			
教会			

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
学校 (第1号)	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の事項について、協力を依頼</li> <li>・感染リスクの高い行動等の制限</li> <li>・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等</li> </ul>	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	高等専修学校		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
保育所等 (第2号)	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の事項について、協力を依頼</li> <li>・感染リスクの高い行動等の制限</li> <li>・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等</li> </ul>	
	学童クラブ		
	障害児通所支援事業所		
	上記以外の児童福祉法関係の施設		
	障害福祉サービス等事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
大学等 (第3号)	大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の事項について、協力を依頼</li> <li>・感染リスクの高い行動等の制限</li> <li>・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等</li> </ul>	
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
集会場等 (第5号)	結婚式場	<p>●5時から20時までの営業時間短縮を要請 (法第31条の6第1項)</p> <p>●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請 (法第31条の6第1項) 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第31条の6第1項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から19時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等（パーティション）の設置 又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底</p> <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーを登録し、研修を修了している店舗</p> <p>●カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ） (法第31条の6第1項)</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 (法第31条の6第1項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)</p>	<p>●5時から21時までの営業時間短縮を要請 (法第24条第9項)</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p> <p>同左（法第24条第9項）</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から20時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等（パーティション）の設置 又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底</p> <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーを登録し、研修を修了している店舗</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
集会場等 (第5号)	葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の事項について、協力を依頼                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul>	
博物館等 (第10号)	図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入場整理の実施の協力を依頼</li> </ul>	
遊興施設 (第11号)	マンガ喫茶	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の事項について、協力を依頼                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の実施</li> <li>・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul>	
	ネットカフェ		
商業施設 (第12号)	銭湯（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の事項について、協力を依頼                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の実施</li> <li>・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul> <p>※物価統制令の対象となるもの</p>	
	理容室		
	美容店		
	質屋		
	貸衣装屋		
	クリーニング店		
学習塾等 (第13号)	自動車教習所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オンラインの活用等の協力を依頼</li> </ul>	
	学習塾		
	オンライン授業		
	家庭教師		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
	生け花・茶道・書道・絵画教室		
	そろばん教室		
	バレエ教室		
	体操教室		